

## 評議員資格審査に関する内規

日本動物実験代替法学会評議員の資格審査に関して、以下の取り決めを行う。

1. 評議員資格審査委員会は、評議員申請に関する審査基準及び手続きについて、役員改選年度の前年度の6月末までに会員全員に告知する。
2. 新規に評議員資格を得ようとする会員は、原則として以下の基準を満たすものとする。
  - a. 申請時に本学会の会員歴が3年以上であること。
  - b. 動物実験代替法分野における研究開発歴または職務経験歴が十分であること。または当該分野の発展に貢献したと認められる活動歴があること。
  - c. 評議員として学会活動に寄与する意思が認められる。
  - d. 現評議員1名の推薦が得られること。
3. 継続して評議員資格を得ようとする会員は、原則として以下の基準を満たすものとする。
  - a. 期限までに継続申請の審査に必要な書類が提出されていること。
  - b. 過去3年間の評議員会への出席(委任状を含む)が2/3以上であること。
  - c. 評議員として引き続き学会活動に寄与する意思が認められること。
4. 評議員資格審査委員会は、新規及び継続の評議員に対して行った資格審査の結果を、同年度の9月末までに理事会に報告する。
5. 本内規の改廃は、理事会の決定をもって行う。

付則

本規約は2010年2月5日より施行する。

2017年2月17日 一部改定